

C型肝炎診療体制に関する主な検討事項（案）

（「C型肝炎対策等の一層の推進について」報告書を元に）

都道府県等における標準的対応の検討

- ① 検診等を通じてC型肝炎ウイルス（以下、「HCV」という）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する相談・診療指導
- ② 検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握
- ③ HCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診などの健康管理を十分に受けていない場合の改善方策
- ④ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化
- ⑤ 慢性肝炎、肝硬変、肝がんに対する高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- ⑥ 肝炎、肝がん診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- ⑦ 肝炎、肝がんの診療に関わる人材の育成